

広島県告示第三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によつて、県
営青原住宅、県営西山本住宅、県営下大町住宅、県営上安住宅、県営安佐住宅、県営緑丘住
宅、県営梅林住宅、県営城山住宅、県営別所住宅、県営虹山住宅、県営高陽住宅及び県営あ
さひが丘住宅並びに県営青原住宅駐車場、県営西山本住宅駐車場、県営下大町住宅駐車場、
県営上安住宅駐車場、県営安佐住宅駐車場、県営緑丘住宅駐車場、県営梅林住宅駐車場、県
営城山住宅駐車場、県営別所住宅駐車場、県営虹山住宅駐車場、県営高陽住宅駐車場及び県
営あさひが丘住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

委託を受けた者	委託した年月日 (委託期間)
名稱	住所
広島県ビルメンテナンス協同組合	八号 広島市中区千田町三丁目六番
	平成二十二年一二月二十五日 (平成二十三年四月一日) 平成二七年三月三一日